

「JAネットバンク利用規定」変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>第1条 (JAネットバンク)                      〃 (省 略)                      第6条 (照会サービス)</p> <p>第7条 (振込・振替サービス)                      1. (省 略)                      2. 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。                      (1)                      〃 (省 略)                      (6)  <u>(7) 入金不能により入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、契約者から組戻しの依頼を受けることなく振込金額を当該取引の指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u>  <u>なお、これにより生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があった際には、当組合は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。</u></p> <p>第8条 (税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy (ペイジー)」)                      〃 (省 略)                      第27条 (準拠法・合意管轄)                      (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上  <u>(平成29年12月29日現在)</u></p>	<p>第1条 (JAネットバンク)                      〃 (同 左)                      第6条 (照会サービス)</p> <p>第7条 (振込・振替サービス)                      1. (同 左)                      2. 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。                      (1)                      〃 (同 左)                      (6)  <u>(追 加)</u></p> <p>第8条 (税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy (ペイジー)」)                      〃 (同 左)                      第27条 (準拠法・合意管轄)                      (同 左)</p> <p style="text-align: right;">以 上  <u>(平成28年4月18日現在)</u></p>